

岩手県バレーボール協会規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、岩手県バレーボール協会と称する。
第 2 条 本会は、事務局を盛岡市に置く。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本会は、岩手県内におけるすべてのバレーボールを統括し、代表する唯一の団体として、バレーボールの普及振興を図り、バレーボールを通じて県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 各種県大会の開催
 - (2) 国内及び国際競技会並びにその予選会の主管、主催、又は後援
 - (3) 県内及び全国的競技会に対する選手の選抜派遣並びに招へい
 - (4) 指導者講習会の開催並びに指導員の派遣及び養成
 - (5) 審判員の公認、派遣及び養成
 - (6) 公益財団法人日本バレーボール協会及び東北バレーボール協会に対して、岩手県のバレーボール界を代表しての加盟
 - (7) 公益財団法人岩手県体育協会に対して、岩手県内のバレーボール界を代表しての加盟
 - (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 組 織

- 第 5 条 本会は、次に掲げる岩手県内の加盟団体及び登録チームをもって組織する。
- (1) 各市町村バレーボール協会
 - (2) 全県的に組織された次のバレーボール連盟
 - ア 岩手県実業団バレーボール連盟
 - イ 岩手県高等学校体育連盟バレーボール専門部
 - ウ 岩手県中学校体育連盟バレーボール専門部
 - エ 岩手県ママさんバレーボール連盟
 - オ 岩手県小学生バレーボール連盟
 - カ 岩手県大学バレーボール連盟
 - キ 岩手県クラブバレーボール連盟
 - ク 岩手県ビーチバレーボール連盟
 - ケ 岩手県ソフトバレーボール連盟
 - (3) 公益財団法人日本バレーボール協会加盟チーム登録規程に基づいて登録されたチーム
- 第 6 条 本会に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員に関する規程は、別に定める。

第 5 章 役 員

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 代 議 員 若干名
- (7) 監 事 若干名

第 8 条 会長及び副会長は、代議員会で推薦する。

第 9 条 会長は、本会の会務を統括し、本会を代表する。

第 10 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

第 11 条 代議員は、次の方法により選出された者について、代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

- (1) 加盟市町村バレーボール協会が選出した者
- (2) 第 5 条第 2 号に掲げる加盟団体が選出した者
- (3) 会長が指名した者

- 2 代議員の定数は、代議員会において決定する。この場合に、前項第 3 号の規定により選出される代議員の数は、前項第 1 号及び第 2 号の規定により選出される代議員の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

第 12 条 常任理事は、代議員の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 常任理事は、常任理事会を組織し、第 21 条の定める任に当たる。

第 13 条 理事長は、常任理事の中から常任理事会の推薦によって選出し、会長が委嘱する。

- 2 理事長は、常任理事を統括し、会務を掌理する。

第 14 条 副理事長は、常任理事の中から常任理事会の推薦によって選出し、会長が委嘱する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 15 条 監事は、代議員会において代議員以外の者を推薦し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、事業及び会計を監査する。

- 3 監事は、代議員会及び常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 16 条 本会に、最高顧問、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

第 17 条 最高顧問、名誉会長、顧問及び参与は、常任理事会の推薦に基づき、代議員会に諮り、同意を得て会長が委嘱する。

- 2 最高顧問、名誉会長、顧問及び参与の推薦に関する規程は、別に定める。

- 3 最高顧問、名誉会長、顧問及び参与は、代議員会に出席し、意見を述べることができる。

第 18 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠、又は増員により選出された役員任期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第 6 章 会 議

- 第 19 条 代議員会は、第 11 条に規定する代議員及び役員で組織し、本会の重要事項を協議決定する。
- 2 代議員会は、会長が招集する。
- 3 代議員会は、毎年 3 月及び 5 月に開催することを原則とする。ただし、会長が必要と認めたとき、又は第 5 条の各号に規定する加盟団体及び登録チームの 3 分の 1 以上の要求があったときは、臨時に開催しなければならない。
- 4 代議員会に出席できない代議員は、文書をもって、他の代議員に委任することができる。
- 5 代議員会は、総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状は、これを出席と認める。
- 6 代議員会においては、次の事項を協議決定する。
- (1) 事業報告
 - (2) 収支決算
 - (3) 事業計画
 - (4) 収支予算
 - (5) 役員の変更
 - (6) その他必要な事項
- 第 20 条 代議員会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 第 21 条 代議員会の議事は、出席人員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 22 条 常任理事会は、代議員会に次ぐ協議決定機関であって、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、本会の重要事項の協議決定、並びに会務の執行機関として、代議員会の協議決定事項を処理執行する。
- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合には、代議員会の協議決定を得ないで処理執行することができる。ただし、この場合には、次に開かれる代議員会において、承認を得なければならない。
- 3 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 第 23 条 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 24 条 すべての会議には、議事録を作成し、会長が指名する出席者の代表 2 名以上署名押印のうえ、これを保存する。

第 7 章 規 約 の 改 正

- 第 25 条 本規約の改正については、代議員会において出席人員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 専 門 部

- 第 26 条 本会に専門委員会を置く。
- 2 専門委員会は、本会の事業遂行に必要な事項を専門的に分担所管し、常任理事会の承認を得て処理執行する。
- 3 専門委員は、常任理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 4 専門委員会の機構及び所管事項については、常任理事会において別に定める。

第9章 加盟及び登録

第27条 本会に加盟しようとする市町村バレーボール協会及び第5条第2号に規定するバレーボール連盟は、別に定める分担金を納入し、本会に加盟しなければならない。

第28条 第5条第1号及び第2号に規定する加盟団体は、その所属チームを公益財団法人日本バレーボール協会加盟チーム登録規程に基づき、本会に登録しなければならない。

第10章 事務局

第29条 本会の総括的事務処理の機関として事務局に、事務局長1名、主事若干名及び会計1名を置く。

第30条 事務局長、主事及び会計は、常任理事会の推薦によって会長が委嘱する。ただし、事務局長は、常任理事の中から推薦する。

2 事務局長は、事務局を統括し、事務局長に事故あるときは、主事はその職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を執行する。

第11章 会 計

第31条 本会の経費は、加盟団体の登録料、登録チームの登録料、事業に伴う収入及び一般の寄付金並びにその他の収入をもってあてる。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まって、3月31日に終る。

第33条 本会の収支決算は、監事の監査を経た上、代議員会の承認を得なければならない。

附 則

本規約は、昭和26年12月29日から施行する。

本規約は、昭和45年3月15日から施行する。

本規約は、昭和48年4月1日から施行する。

本規約は、昭和52年2月27日から施行する。

本規約は、昭和58年2月27日から施行する。

本規約は、昭和62年3月1日から施行する。

本規約は、平成元年2月11日から施行する。

本規約は、平成5年3月6日から施行する。

本規約は、平成13年4月1日から施行する。

本規約は、平成17年3月21日から施行する。

本規約は、平成18年3月12日から施行する。

本規約は、平成19年3月11日から施行する。

本規約は、平成24年3月4日から施行する。

本規約は、平成25年3月3日から施行する。

本規約は、平成27年3月8日から施行する。